

2009年1月14日  
株式会社日立製作所  
執行役社長 古川一夫  
(コード番号:6501)  
(上場取引所:東・大・名・福・札)

## 日立工機株式会社に対する公開買付けの開始について

安定的な資本関係の構築とさらなる連携強化をめざし、日立工機を連結子会社化

株式会社日立製作所(以下、日立)は、本日、日立工機株式会社(取締役社長:小西康之/コード番号:6581/以下、日立工機)の普通株式を公開買付け(以下、本公開買付け)により、議決権の過半数まで追加取得することを決定しましたので、お知らせします。なお、本公開買付け後も引き続き日立工機株式の上場を維持する方針のため、買付予定の株券等の数に上限を付しています。

日立では、総合力の強化とグループ運営の効率化などを通じ、安定的な高収益構造の確立をめざしています。今後もお客様との協創やグループシナジーのさらなる追求などによって、既存事業の拡大や新事業の創出を図り、グローバルな成長を加速します。

日立工機の連結子会社化により、日立と日立工機は資本関係を強化させるだけでなく、グローバル規模での事業拡大や日立工機の戦略製品であるリチウムイオン電池製品を中心とした研究開発面での協力など、一層の連携強化により、両社のさらなる飛躍をめざします。

### 1. 買付け等の目的

#### (1) 本公開買付けの概要

日立は、現在、間接保有分 9.07%を合わせて日立工機の発行済株式総数の 32.05%を保有し、日立工機を持分法適用関連会社としていますが、このたび、日立工機を連結子会社とすることにより、日立工機との間での安定的な資本関係の構築と、日立と日立工機のさらなる連携関係の強化を図ることを目的として、本公開買付けを実施します。

本公開買付けは、議決権の過半数を取得することを通じて、日立工機の連結子会社化を目的としているため、12,473,000株(発行済株式総数の10.13%)を応募株券等の買付予定数の上限として設定しています。

なお、日立工機公表の2009年1月14日付「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の日立工機取締役会において、出席した取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされています。

また、特別関係者である日立の連結子会社の中央商事株式会社は、日立との間で、本公開買付けに応募しない旨の合意をしています。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

日立は、主に情報通信システム、電力・産業システムおよびデジタルメディア・民生機器部門において、製品の製造および販売・サービスに携わる総合電機メーカーとして事業を行っています。また、日立ならびに日立の子会社および関連会社からなる日立グループは、これらに加えて、電子デバイス、高機能材料等の各事業分野においても事業を展開しています。

日立は、日立グループのシナジーがより発揮されるよう、グループ内の各事業部門および会社において必要とする技術開発のために日立の研究所を活用し、また、顧客が直面する様々な事業課題に対して、より良い解決方法を実現するために、日立グループ内の広範な経験、知見の相互活用を図ること等により、グループ内における技術の共有化を進めて、グループ各社の事業運営の機動性を高めるよう努めてきました。また、グループ各社においては、日立との事業面や業務面での様々な協力関係を保ちつつ、それぞれの製品・サービス分野の特性に応じて、独自の戦略に基づき事業展開を図ってきました。

現在、日立グループでは、安定的な高収益構造を確立するべく、グループの技術・知識・経験・ノウハウを活用したシナジーの創出と海外事業の強化を基本方針として掲げ、グローバル競争に勝ち抜くモノづくり力の強化と製品信頼性の確保、海外事業展開に適した人材の確保・育成、ボリュームディスカウントを通じた調達コスト低減、グループ内の資金効率の向上をはじめとする経営基盤の強化を図っています。また、事業面においても、モータの開発体制の集約や自動車、鉄道車両、電動工具分野におけるリチウムイオン電池のグループ一体開発推進に努めています。

一方、日立工機は、1948年に設立されて以降、電動工具を主力事業とするグローバル企業として事業を展開しており、世界各国市場において有数のブランドイメージを確立するとともに、国内市場においてもトップクラスのシェアを有し、特に近年では、二桁の営業利益率を達成しています。日立工機は日立ブランドを共有する一員として、日立と協力関係にあり、日立工機の製品の一部は、日立の販売会社・特約店を通じて販売されています。また、日立工機製品は日立ブランド製品として広範に認識されており、日立工機は日立ブランドがもたらすメリットを享受しています。

現在、日立工機は、グローバルな事業展開を成長の基盤と位置づけ、営業力・製品開発力の強化やブランドの浸透を通じたワールドワイドでのシェアの拡大と収益力の強化を図るとともに、グローバル化に対応した最適な生産体制を構築することによるコスト競争力の強化に努めています。とりわけ、戦略製品であるリチウムイオン電池製品について、さらなる製品競争力と品揃えの強化を通じた拡販を推進しています。

今後の技術進展の中で、特に、日立工機の戦略製品であるリチウムイオン電池製品の分野においては、両社のより緊密な技術協力が有効と考えられるなど、日立グループの製品に共通する技術分野における研究開発や技術面でのフィードバックが重要な課題になっています。また、グローバル市場での競争力の強化のためには、両社の営業力や事業面における各種のノウハウを活用したシナジーの創出に加え、日立ブランド展開におけるさらなる協力の強化が必要と考えられます。

さらに、昨今の金融市場の混乱を受け、資本調達のコストおよび不確実性が増すなか、日立工機が、日立との資本関係を強化することにより、日立の強固な財務基盤を活かしたさらなる信用補完を受け、

安定した財務戦略の立案を可能とすることは、日立工機が今後グローバルに事業を展開していく上で重要であるものと考えられます。

こうした状況のなか、日立と日立工機は、従来、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ね、2008年10月頃から、本件について具体的に検討を開始してきました。その結果、日立および日立工機は、日立が日立工機を連結子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、両社の連携関係をさらに強化することが、両社の企業価値向上にとって有益であると判断するに至りました。

具体的には、日立と日立工機は、従来にも増して、日立グループ全体として強化している世界四極（米州、欧州、アジア、中国）体制の機能の活用、リチウムイオン電池を中心とした研究開発面での協力、クロスライセンス契約等を通じた日立グループの広範な知的財産権の活用、資金面での協力、日立ブランドのグローバル展開での協力等、あらゆる側面で両社および日立グループとして経営資源を結集して、一層の連携強化を実現することにより、日立および日立工機のさらなる飛躍を実現していきます。これにより日立工機は、欧米を中心とした海外市場展開のさらなる拡大、中国を中心とした海外での生産拡大による一層のコスト低減、国内市場でのトップクラスのシェアの維持を図ることが可能となります。

日立は、日立工機株式会社の上場を維持し、日立工機の上場会社としての自主的な経営を保持しつつ日立と日立工機との関係強化を推進することが両社の企業価値向上にとって効果的であると考えています。このため、日立は、本公開買付け後において、日立工機の資本政策に重大な変更を加えることは予定していません。また、日立工機の役員の構成、経営方針および事業内容に重大な変更を加えることも予定していません。なお、日立は、本公開買付けにより取得する株式を含め、日立工機の株式については継続保有する予定です。

### (3) 本公開買付け等の後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

日立は、日立工機を連結子会社とすることを企図しており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、日立工機の株式を追加で取得することは予定していません。ただし、本公開買付けによって十分な株式数を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後、市場買付けを含む適当な方法を直ちに検討の上、実行する予定です。

### (4) 本公開買付けの条件の概要

本公開買付けにおける1株当たりの買付価格は、2009年1月13日の東京証券取引所市場第一部における日立工機株式の普通取引終値の740円に対して75.7%（小数点以下第二位四捨五入）、2009年1月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値743円（小数点以下四捨五入）に対して75.0%（小数点以下第二位四捨五入）、2009年1月13日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値736円（小数点以下四捨五入）に対して76.6%（小数点以下第二位四捨五入）、2009年1月13日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,007円（小数点以下四捨五入）に対して29.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

#### (5) 本公開買付けに関する合意等

上記(1)のとおり、日立工機公表の2009年1月14日付「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、同日開催の日立工機の取締役会において、出席した取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされています。

なお、上記「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、日立工機の実業取締役のうち、肥田恒行氏および井上徹氏については、現時点においては日立を退社していますが、長く日立の従業員であったため、利益相反防止の観点から、日立工機の実業取締役会の本公開買付けに関する審議および決議には参加しておらず、また、日立工機の立場において日立との協議・交渉に参加していません。また、日立工機の実業取締役のうち、日立の実業取締役を兼務している上野健夫氏および日立の従業員である宮武昌宏氏は、より公平性・中立性を保つ観点から、上記取締役会の審議に参加しておらず、意見を述べることも差し控えています。なお、上記「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、当該取締役会に出席した日立工機の実業取締役は、日立工機の実業取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することについて異議はない旨の意見を述べています。

#### (6) 上場廃止の有無について

日立工機株式会社は東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部に上場していますが、本公開買付け後も引き続き上場を維持する方針です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

商 号	日立工機株式会社	
事 業 内 容	電動工具の製造および販売	
設 立 年 月 日	1948年12月18日	
本 店 所 在 地	東京都港区港南二丁目15番1号	
代表者の役職・氏名	取締役社長 小西康之	
資 本 金	17,813百万円(2008年9月30日現在)	
大株主および持株比率	株式会社日立製作所	22.98%
	中央商事株式会社	8.99%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6.03%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3.16%
	資産管理サービス信託銀行株式会社	1.46%
	(2008年9月30日現在)	
買付者と対象者の関係等	資本関係	日立は間接保有分9.07%を含め、日立工機の発行済株式総数の32.05%に相当する39,450,453株を保有しています(2008年9月30日現在)。
	人的関係	日立の取締役1名および日立の従業員1名が日立工機の監査役に就任しています。
	取引関係	日立グループのプーリング制度に基づき、日立工機から日立に対し資金の預け入れを行っています。
	関連当事者への該当状況	日立工機は日立の持分法適用関連会社であり、関連当事者への該当します。

### (2) 買付け等の期間

#### ① 届出当初の買付け等の期間

2009年1月26日(月曜日)から2009年3月9日(月曜日)まで(30営業日)

#### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

### (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,300円

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

日立は、本公開買付けにおける買付価格を決定するに際して参考にするため、日立および日立工機とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下、野村證券)に対し、日立工機の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、DCF法)の各手法を用いて日立工機の株式価値の算定を行い、日立は野村證券から2009年1月13日に日立工機の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された日立工機の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	719円から	792円
類似会社比較法	699円から	883円
DCF法	1,513円から	1,705円

まず市場株価平均法では、2009年1月9日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立工機の普通株式の基準日終値、直近1週間平均、直近1ヶ月平均および直近の重要事実公表日の翌日である2008年10月29日から基準日までの終値の単純平均値を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を719円から792円までと分析しています。なお、直近の重要事実とは、2008年10月28日に日立工機より公表された「平成21年3月期第2四半期決算短信」を指しています。

次に類似会社比較法では、日立工機と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立工機の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を699円から883円までと分析しています。

最後にDCF法では、日立工機の事業計画、日立工機とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2009年3月期以降の日立工機の将来の収益予想に基づき、日立工機が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,513円から1,705円までと分析しています。

日立は、野村證券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、日立工機株式の市場株価動向、日立工機による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、2009年1月14日の執行役社長の決定によって、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり1,300円と決定しました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、2009年1月13日の東京証券取引所市場第一部における日立工機株式の普通取引終値の740円に対して75.7%(小数点以下第二位四捨五入)、

2009年1月13日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 743 円(小数点以下四捨五入)に対して 75.0%(小数点以下第二位四捨五入)、2009年1月13日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 736 円(小数点以下四捨五入)に対して 76.6%(小数点以下第二位四捨五入)、2009年1月13日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,007 円(小数点以下四捨五入)に対して 29.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

## ② 算定の経緯

日立工機は、日立の持分法適用関連会社であります。今後の技術進展の中で、特に、日立工機の戦略製品であるリチウムイオン電池製品の分野においては、日立グループのより緊密な技術協力が有効と考えられるなど、日立グループの製品に共通する技術分野における研究開発や技術面でのフィードバックが重要な課題になっています。また、グローバル市場での競争力の強化のためには、日立グループの営業力や事業面における各種のノウハウを活用したシナジーの創出に加え、日立ブランド展開におけるさらなる協力の強化が必要と考えられます。

さらに、昨今の金融市場の混乱を受け、資本調達のコストおよび不確実性が増すなか、日立工機が、日立との資本関係を強化することにより、日立の強固な財務基盤を活かしたさらなる信用補完を受け、安定した財務戦略の立案を可能とすることは、日立工機が今後グローバルに事業を展開していく上で重要であるものと考えられます。

こうした状況のなか、日立と日立工機は、従来、両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ね、2008年10月頃から、本件について具体的に検討を開始してきました。その結果、日立および日立工機は、日立が日立工機を連結子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、日立グループと日立工機との連携関係をさらに強化することが、日立および日立工機も含めた日立グループ全体の企業価値向上にとって有益であると判断するに至ったことから、日立は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格について決定しました。

### (i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

日立は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、2008年12月に日立および日立工機とは独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーに野村證券を選定して、日立工機の株式価値の算定を依頼し、野村證券より株式価値算定書を2009年1月13日に取得しています。

(ii) 当該意見の概要

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法および DCF 法の各手法を用いて日立工機の株式価値算定を行っており、各手法において算定された日立工機の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	719円から 792円
類似会社比較法	699円から 883円
DCF法	1,513円から1,705円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

日立は、野村証券から取得した株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、その分析結果を総合的に勘案し、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては野村証券による算定結果に加え、日立工機株式の市場株価動向、日立工機による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、2009 年 1 月 14 日の執行役社長の決定によって、最終的に本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 1,300 円と決定しました。

一方、日立工機公表の 2009 年 1 月 14 日付「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、日立工機は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、日立工機および日立とは独立したフィナンシャル・アドバイザーである日興シティグループ証券株式会社（以下、日興シティグループ証券）を第三者算定機関に選定し、日立工機の株式価値の算定を依頼の上、同証券より、本公開買付けにおける買付価格（1株当たり 1,300 円）の妥当性を検討するための参考資料として、日立工機株式価値に関する株式価値算定書を取得しました。上記「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、日立工機の取締役会は、日興シティグループ証券からの株式価値算定書や財務的見地からの助言の内容等を参考とし、本公開買付けに関する諸条件、日立の有する経営資源の活用の可能性および日立工機が日立の連結子会社となることにより日立工機に生じうる業務面および財務面のシナジー効果等について慎重に検討した結果、本公開買付けを通じて日立の連結子会社となることが日立工機の企業価値向上の観点から有益であり、引き続き日立工機株式を保有する株主の利益にも資するものであると判断し、2009 年 1 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を出席取締役の全員一致で決議しています。なお、上記「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、日立工機の実業取締役のうち、肥田恒行氏および井上徹氏については、現時点においては日立を退社していますが、長く日立の従業員であったため、利益相反防止の観点から、日立工機の実業取締役の本公開買付けに関する審議および決議には参加しておらず、また、日立工機の立場において日立との協議・交渉に参加していません。また、日立工機の実業取締役のうち、日立の実業取締役を兼務している上野健夫氏および日立の従業員である宮武昌宏氏は、より公平性・中立性を保つ観点から、上記取締役会の審議に参加しておらず、意見を述べることも差し控えています。



なお、上記「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、当該取締役会に出席した日立工機の監査役は、日立工機の取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することについて異議はない旨の意見を述べています。

### ③ 算定機関との関係

野村證券は、日立の関連当事者には該当しません。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,473,000 株	— 株	12,473,000 株

(注1)応募株券等の総数が買付予定数の上限(12,473,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(12,473,000株)を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法(以下、法)第27条の13第5項および発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下、府令)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2)単元未満株式も本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、日立工機は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3)日立工機が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて、取得する予定はありません。

(注4)公開買付け期間中に日立工機の新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行または移転される日立工機普通株式についても本公開買付けの対象としています。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	282,861 個	(買付け等前における株券等所有割合 27.95%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	110,581 個	(買付け等前における株券等所有割合 10.92%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	124,730 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)
対象者の総株主の議決権の数	1,012,197 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、2009年1月14日現在日立が把握している分の各特別関係者が所有する株券等(ただし、日立工機が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注2)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しています。

(注3)「対象者の総株主の議決権の数」は、日立工機が2008年11月12日に提出した第87期第2四半期報告書に記載された2008年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」である1,012,197個に、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された2008年9月30日現在の単元未満株式の総数(166,076株)から、同日現在の日立工機の保有する単元未満自己株式38株を控除した単元未満株式の数(166,038株)に係る議決権の数である1,660個)を加え、また、2008年9月30日以降本公開買付けの公開買付け期間末日までに新株予約権が行使されることにより発行若しくは移転した、または発行若しくは移転される可能性のある日立工機株式についても本公開買付けの対象としているため、上記四半期報告書に記載された2008年9月30日現在の新株予約権(213個)の行使により発行もしくは移転した、または発行若しくは移転される可能性のある日立工機株式に係る議決権の最大数(2,130個)を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を1,015,987個として計算しています。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

16,215 百万円

(注)買付代金には、買付予定数(12,473,000 株)に1株当たりの買付価格(1,300 円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
2009年3月16日(月曜日)

③ 決済の方法  
決済の方法については、確定次第速やかに報告します。

④ 株券等の返還方法  
株券等の返還方法については、確定次第速やかに報告します。

(9) その他買付け等の条件および方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(12,473,000株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(12,473,000株)を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項および府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等

につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

#### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下、令)第14条第1項第1号イないしリおよびフないしソ、第3号イないしチ、第4号ならびに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容および引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に日立工機が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店または全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、解除書面)を交付または送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、日立は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償または違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も日立の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4および府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書または関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は日立および公開買付代理人に対し、以下の旨の表明および保証を行うことを求められることがあります。

- (i) 応募株主等が応募の時点および公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。

(ii) 本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

(iii) 買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)または米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

(iv) 他の者の裁量権のない代理人または受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

2009年1月26日(月曜日)

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

### 3. 公開買付け後の方針等および今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」を参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが日立グループの業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

### 4. その他

(1) 公開買付者と対象者またはその役員との間の合意の有無および内容

日立と日立工機またはその役員との間の合意の有無および内容については、「1. 買付け等の目的」を参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

日立工機は、2008年11月12日に第87期第2四半期報告書を提出しています。当該報告書に基づき、日立工機の連結損益状況等の概要は以下のとおりです。

① 損益の状況

会 計 期 間	第87期第2四半期連結累計期間 (自2008年4月1日 至2008年9月30日)
売 上 高	84,207百万円
売 上 原 価	48,486百万円
販売費及び一般管理費	24,831百万円
営 業 外 収 益	669百万円
営 業 外 費 用	1,547百万円
四 半 期 純 利 益	6,834百万円

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

② 1株当たりの状況

会 計 期 間	第87期第2四半期連結累計期間 (自2008年4月1日 至2008年9月30日)
1株当たり四半期純利益	67.42円
1株当たり配当額	24.00円
1株当たり純資産額	1,212.91円

以上

■お問い合わせ先

コールセンター

TEL 0120-150-082 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～18:00(平日のみ)

(開設期間:2009年1月14日～3月16日)

## ＜将来の見通しに関するリスク情報＞

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 市場における製品需給の変動および価格競争の激化(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 為替相場変動(特に円/ドル、円/ユーロ相場)
- ・ 原材料価格の高騰
- ・ 製品需給、為替相場変動および原材料価格高騰に対応する当社および子会社の能力
- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済・社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 当社、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 資金調達環境(特に日本)
- ・ 日本の株式相場変動

## ＜その他の注意事項＞

- ・ 本ニュースリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項および同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本ニュースリリースの発表から12時間を経過するまでは、日立工機の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本ニュースリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本ニュースリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本ニュースリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本ニュースリリースには、日立工機株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。
- ・ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るニュースリリースまたは関連する書類は米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券またはその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。
- ・ 本ニュースリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本ニュースリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

---

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

---